

平成28年 藤枝市議会9月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(請願審査)

平成28年10月5日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、請第5号『これからも直営で、安全でおいしい、地産地消の病院給食を求める請願』について、審査の経過と結果を主な発言を中心にご報告いたします。

はじめに、請願代表者に対し、「請願文書中『食事の提供は病院自らが行うことが望ましい。』という厚生労働省保険医療課長通達の文書を引用しているが、この文書には続きがあり、『一定の条件が整えば第三者に委託することができる。』とも明記されている。市民に署名を求める場合、正しい文書を示したうえで判断していただくべきではなかったのか。」という質疑があり、

これに対して、「平成6年に出された厚生省通達にも、全く同じ文章があり、平成28年3月4日付の通達にも『病院自らが行うことが望ましい。』と明記されている。これこそが、病院給食の本来の姿を示す証だと思っている。」という答弁がありました。

次に、「請願文書中、委託することにより、年間4,600万円の出費増になる見込みと記載してあるが、病院では『この金額の根拠となる資料は、委託の検討段階のものであり、正確なものではない。』と答えているが、今でもこの金額は正確なものであると考えているのか。」という質疑があり、

これに対して、「金額の根拠は、平成26年7月24日付の臨床栄養科の検討結果報告書に記載してある金額をそのまま引用したものであり、それが正確かどうかは病院に確認していただきたい。」という答弁がありました。

次に、「年間出費額の増加が伴わなければ、委託しても構わないと考えているか。」という質疑があり、

これに対して、「委託問題は金銭的理由だけではない。しかし、民間委託するメリットとして、一般的には経費縮減が考えられるが、委託により負担が増加することは病院側も認めている。」という答弁がありました。

次に、「地産地消の推進について、事前に受託業者へ本市の方針を明確に伝え、地場産品の使用を契約書に明記しても実現は困難と考えるか。」という質疑があり、

これに対して、「『藤枝市地産地消の推進に関する条例』の趣旨は、地産地消をさらに推進することであると考えますが、民間事業者は全国チェーン店化が進み、一括仕入れを行うことなどから、地産地消の推進はかなり困難になると思われる。」という答弁がありました。

次に、「病院としても給食業務に携わる人員確保に努めたが、これが困難なことから検討した結果、民間委託する方針となったものとするが、年間を通じて安定して給食が提供できない状況に至ることは、問題ではないか。」という質疑があり、

これに対して、「病院が給食業務の委託について、どれだけ検討してきたのか、市民に明らかにしていない。しかも、仕様書の情報開示には応じないし、収支計画もないことが問題である。なお、現在は、必要人員は確保されていると思われるので、当分の期間は委託しなくても運営が可能であると考えている。」という答弁がありました。

次に、「委託した場合においても、現職員の再雇用が保障され、賃金も下がらない。地産地消も今以上に推進され、おいしい安全安心な給食が安定的に提供できれば、問題はない

と考えるがどうか。」という質疑があり、

これに対して、「民間委託では困難であると考えてるし、仕様書が開示されない状況では、それを保障することはできない。」という答弁がありました。

続いて、執行部に対し、「委託後も地産地消を堅持していけるのか。」という質疑があり、

これに対して、「他の病院で実績のある業者に、事前にヒアリングを行った結果、確かに地場産品を使用することで割高になるが、現在病院で実施している地産地消の内容であれば、契約範囲内で可能であるとの回答を得ている。地場産品の使用を仕様書に明記し、病院職員が入荷伝票を確認することで、地産地消は堅持されると考えている。」という答弁がありました。

次に、「請願書にある『委託した場合の4,600万円の出費増』は正確ではないとのことだが、どのような点が間違っているのか。」という質疑があり、

これに対して、「この金額は平成26年7月24日付の検討結果報告で、臨床栄養科が試算したものであるが、給食部門を支える事務部門の経費が含まれていないこと。さらに委託することで、管理栄養士が入院患者の栄養指導を行うことによる収入の増加も見込まれていないことが判明した。したがって、正確な金額ではないと考えている。」という答弁がありました。

次に、「現在の給食業務の体制について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「臨床栄養科の正規職員5人、臨時職員25人で、午前5時30分から午後2時15分までの早番と、午前10時15分から午後7時までの遅番に分かれ、毎日約千食を休むことなく患者に提供している。しかし、現在、調理員が不足しているため、本来であれば病棟で患者の栄養指導等を行う管理栄養士の複数が、常時、調理業務に従事せざるを得ない状況である。」という答弁がありました。

次に、「給食業務の民間委託について、病院の中では、これまでどのような検討がされてきたか。」という質疑があり、

これに対して、「委託については、10年以上前から断続的に検討してきたが、平成25年に臨床栄養科から『直営を継続すべき。』との報告書が、経営戦略会議に提出された。しかし、その報告書に記載されている数値には不正確な部分もあり、また、臨床栄養科だけでなく病院全体からの視点に欠けていたため、その後も継続して多角的な検討を行うとともに、平成27年からは、時間給を上げるなどの対応を図ったが、状況に変化は見られなかった。

そのような経過を経て、平成27年8月10日に開催した病院の最高意思決定機関である運営会議において、民間委託のメリットが大きいと判断した。」という答弁がありました。

次に、「委託した場合のメリットとデメリットについてどう考えているか。」という質疑があり、

これに対して、「メリットとしては、受託業者が調理に必要な人員を確保するため、現在、調理に携わっている管理栄養士が、本来の栄養指導や食事を通じた回復支援に従事

することができること。大地震等で、病棟内の厨房が使用できない場合でも、受託業者が有している厨房を使用し、食事を提供できる可能性があること。他の病院における業務を通じて蓄積している品質管理・栄養管理などの手法を導入することにより、安全安心でかつ患者満足度の高い給食が提供できることなどが考えられる。

一方、デメリットとしては、献立を作成する病院の管理栄養士と給食の調理員が、別組織に所属することにより、情報共有や意思疎通が十分でない場合もありえるが、これについては、院内でのコミュニケーションを十分に図り、マネージャーという職を設けることで対応できる。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、「市立総合病院の病院給食委託事業は、そもそも給食を調理する調理員の確保が困難になってきていることがきっかけである。

病院でも、これまで様々な方法で、調理員の確保に努めてきたとのことだが、成果が得られず、本来は入院患者の栄養指導を行うべき管理栄養士を、調理部門に回して急場をしのいでいる状態であり、このままでは、医療行為の一環である患者の栄養管理に支障を及ぼすことが懸念されている。

今回の民間委託は、こうした状況を改善するとともに、調理に必要な人員を確実に確保することで、管理栄養士が病棟で患者の栄養指導に専念でき、患者の栄養状態を的確に把握することで、早期離床・早期退院に繋がることと期待している。

また、委託後の食材の品質確認や地産地消の推進についても、病院内の厨房で生の食材から調理していくので、管理栄養士が直接、入荷食材を確認し、食材の品質を維持するとともに、地場産品の使用に配慮することも可能と考える。

このようなことから、私は今回の施策については、患者個々の状態に応じた「安全でおいしい食事」を提供するためには、必要な措置であると判断し、また、民間委託後も病院の健全経営を維持することを強く求め、本請願の趣旨には賛成できない。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で本請願は不採択すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。